

宅地造成等工事規制区域内において許可を要する工事

- 宅地造成等工事規制区域内において、**宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積(以下「宅地造成等」という。)**に関する**工事を行う者**は、あらかじめ知事の**許可**を受けなければならない。
- ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令第5条及び省令第8条で定める工事については、この限りでない。⇒「許可・届出を要しない工事」参照

宅地造成又は特定盛土等に該当する土地の形質の変更(盛土・切土)

〈旧法から新たに追加〉

盛土 切土	①盛土で高さ1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さ2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い高さ2m超の崖を生ずるもの (①又は②を除く)	④盛土で高さが2mを超えるもの (①又は③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの (①～④を除く)
イメージ図					

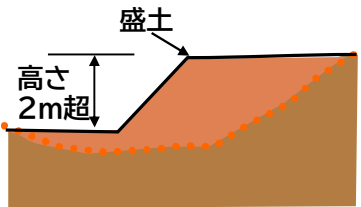
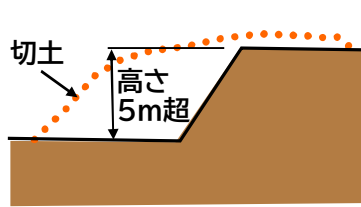
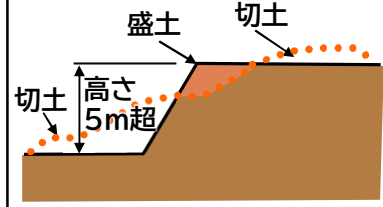
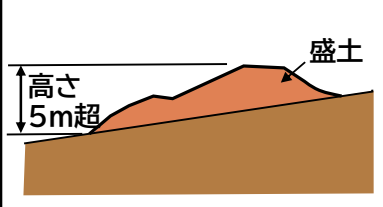
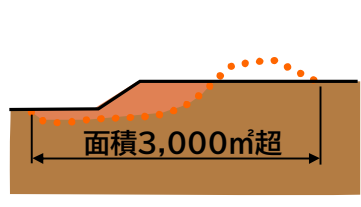
土石の堆積(一時堆積)

土石の堆積	① 最大時に堆積する高さが2m超となるもの	② 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

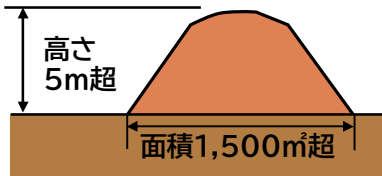

特定盛土等規制区域内において許可を要する工事

- 特定盛土等規制区域内において、大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令第28条で定める規模の特定盛土等(政令第23条)又は土石の堆積(政令第25条第2項)に関する工事を行う者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。
- ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令第5条及び省令第8条で定める工事については、この限りでない。⇒「許可・届出を要しない工事」参照

大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きい特定盛土等に該当する土地の形質の変更(盛土・切土)の規模

盛土 切土	①盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの	②切土で高さ5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い高さ5m超の崖を生ずるもの (①又は②を除く)	④盛土で高さが5mを超えるもの (①又は③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積3,000㎡を超えるもの (①～④を除く)
イメージ図					
	高さ2m超	高さ5m超	高さ5m超	高さ5m超 (崖を生じないもの)	面積3,000㎡超 (盛土又は切土のみの場合も含む)

大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きい土石の堆積(一時堆積)の規模

土石の堆積	① 最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの	② 最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの
イメージ図		
	高さ5m超 面積1,500㎡超	面積3,000㎡超

特定盛土等規制区域内において届出を要する工事

- 特定盛土等規制区域内において、**法第30条第1項の許可を要しない規模の特定盛土等又は土石のに関する工事を行う者**は、法第27条第1項の規定に基づき、工事着手日の30日前までに、知事に**届け出**なければならない。
- ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令第5条及び省令第8条で定める工事については、この限りでない。⇒「許可・届出を要しない工事」参照

特定盛土等に該当する土地の形質の変更(盛土・切土)

盛土 切土	①盛土で高さ1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さ2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い高さ2m超の崖を生ずるもの (①又は②を除く)	④盛土で高さが2mを超えるもの (①又は③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの (①～④を除く)
イメージ図					

土石の堆積(一時堆積)

土石の堆積	① 最大時に堆積する高さが2m超となるもの	② 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

許可・届出を要しない工事

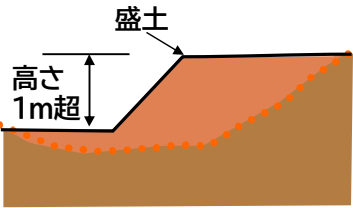
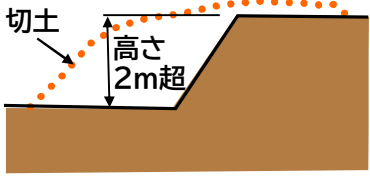
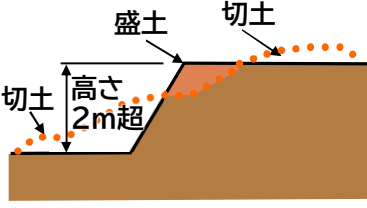
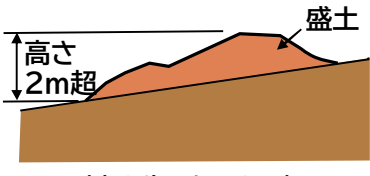
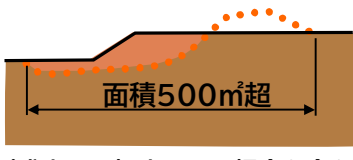
災害のおそれがないと認められる宅地造成等に関する工事

法令		内容
政令第5条	第1号	鉱山保安法 : 鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等)
	第2号	鉱業法 : 鉱物の採取(認可を受けた施業案の実施に係る工事等)
	第3号	採石法 : 岩石の採取(認可を受けた採取計画に係る工事等)
	第4号	砂利採取法 : 砂利の採取(認可を受けた採取計画に係る工事等)
	第5条	前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として省令第8条で定めるもの
省令第8条	第1号	土地改良法 : 土地改良事業(農業用排水施設の新設等)、土地改良事業に準ずる事業
	第2号	火薬類取締法 : 火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	第3号	家畜伝染病予防法 : 家畜の死体等の埋却
	第4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : 廃棄物の処分等
	第5号	土壌汚染対策法 : 汚染土壌の搬出又は処理等
	第6号	平成23年3月11日に発生した東北地太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 : 廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分
	第7号	森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
	第8号	国、地方公共団体、次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ① 地方住宅供給公社 ② 土地開発公社 ③ 日本下水道事業団 ④ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⑤ 独立行政法人水資源機構 ⑥ 独立行政法人都市再生機構

許可・届出を要しない宅地造成、特定盛土又は土石の堆積に関する工事

災害のおそれがないと認められる宅地造成又は特定盛土に関する工事

法令	内容
省令第8条第9号	宅地造成又は特定盛土等(政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの

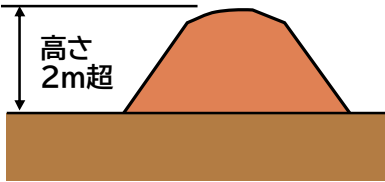

	〈政令第3条第1号〉	〈政令第3条第2号〉	〈政令第3条第3号〉	〈政令第3条第4号〉	〈政令第3条第5号〉
盛土切土	①盛土で高さ1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さ2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い高さ2m超の崖を生ずるもの (①又は②を除く)	④盛土で高さが2mを超えるもの (①又は③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの (①～④を除く)
イメージ図				 (崖を生じないもの)	 (盛土又は切土のみの場合も含む)

政令第3条第1号から第4号(①から④)の盛土又は切土は対象外

許可・届出を要しない宅地造成、特定盛土又は土石の堆積に関する工事

災害のおそれがないと認められる土石の堆積に関する工事

法令		内容
省令第8条	10号イ	政令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないものに関する工事
	10号ロ	政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないものに関する工事

土石の堆積 イメージ図	〈政令第4条第1号〉 ① 最大時に堆積する高さが2m超となるもの	〈政令第4条第2号〉 ② 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
	 <p>高さ2m超</p>	 <p>面積500㎡超</p>

許可・届出を要しない宅地造成、特定盛土又は土石の堆積に関する工事

災害のおそれがないと認められる土石の堆積に関する工事

法令	内容
省令第8条第10号ハ	工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するものに関する工事

- 主となる本体工事がある上で、当該工事に使用する土石又は当該工事から発生した土石を当該工事現場若しくはその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものは、許可の対象に該当しない。
- 主となる本体工事の現場以外の土地に、工事の施行に付随して行う土石の堆積を行う場合は、許可の対象に該当しないことを客観的に確認できるように、堆積期間、管理体制、土石の搬出予定先などを記した看板を当該土石を堆積する土地に掲示すること。
 - ✓ 「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指すが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む。
 - ✓ 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱う。
 - ✓ 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。
 - ✓ 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」の期間は、本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要とする。
 - ✓ 「工事の現場の付近における土石の堆積」や「やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積」については、本体工事現場の管理者等から管理体制等及び当該工事で発生した土石の堆積であることや一定の期限までに撤去することなどを記した誓約書が提出されたもの並びにこの管理体制等の内容を記した看板の掲示等がなされたものが該当することとする。